

議案第17号

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成27年2月27日提出

加西市長 西村 和平

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 42 年加西市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表期日前投票所の投票立会人の項の次に次のように加える。

不在者投票の外部立会人	1 日につき	10,700 円以内
-------------	--------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(審議資料)

成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号）の施行に伴い、指定病院等における不在者投票の外部立会人の報酬（1日10,700円以内）を定めようとするもの。